

平成 24 年第 1 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 112 号	受理年月日	平 23. 11. 14
件 名	公立学校における教科用図書の使用状況調査を求めることについて		
結 果	平成 24. 3. 19 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	環境文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、吉野東小学校において、教師が児童に指示し音楽教科書の「君が代」のページに他の歌の歌詞を貼り付けさせ国歌を児童に見せないようにした学級があったことから、教育委員会等の関係機関に対し、児童生徒の健全な育成という責務を果たすため、このような教科用図書の不適切な使用の有無を早急に悉皆調査するよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、吉野東小学校に確認したところ、同校では、学習指導要領等に基づき、国歌をいずれの学年においても歌えるよう指導しているとのことであり、当該学級の学年においても、「君が代」の学習が音楽の年間指導計画に位置付けられていた。また、当該学級では、児童の音楽に対する興味や意欲を高めるため、児童と一緒に決めた「今月の歌」を授業の始めに歌うこととしており、その歌詞のプリントを紛失しないよう教科書の裏表紙に貼り付けさせたが、裏表紙には授業で使用する「君が代」が記載されていたことから、プリント上部のみを糊付けし、「君が代」も見えるようにしていたとのことであった。

このようなことから、今回の事例については、国歌に関する学習を妨げる意図で行われたものではなく、また、実体上もそのような効果は生じていないものと考えている。

なお、国旗・国歌に関する指導については、すべての小中学校において、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領等を踏まえた対応が行われているところであり、教育委員会としては、今後ともこれらが適切に行われるよう指導していきたいとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「慎重な対応が必要であることから、本件については継続審査としたい。」という意見、「学習指導要領に沿った教育がしっかり行われるべきであるということに異論はないが、特定の小学校の事例が発端となった陳情であり、今回の事例については悪意がないということが明らかになっている。また、教育委員会としては今後とも適切な指導を続けていく旨を表明されていることから、本件については不採択としたい。」という意見、「今回の事例は意図的なものでなく、実体上も何ら問題を生じていない。教育委員会としても調査する考えはなく、また、この種のものについて調査すべきではないと思料することから、本件については不採択としたい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「今回の事例について意図的なことはなかったということは理解したが、常に緊張感を持って職務に臨んでほしいと考えることから、本件については採択したい。」という意見、「本件については、不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。